再発防止策の進捗状況に関するお知らせ

当社は、独占禁止法違反の発生要因を分析して策定した、2016年3月25日付「独占禁止法順守に向けた再発防止策」及び、2020年1月24日付「調査委員会の提言に対する当社具体的再発防止策」を公表しております。

現在、この再発防止策を着実に遂行しているところであり、一連の法令違反を風化させることなく永続的にコンプライアンス経営を推進していくことを目的として、再発防止に係るモニタリング状況を半期毎に経営会議・取締役会に報告しております。

前回、2020年12月1日に2020年度上半期の進捗状況についてご報告しておりますが、下半期の進捗状況について下記のとおりご報告いたします。

記

1. 再発を未然に防止するための教育の徹底

①意識レベル向上を目的とした教育

月2回、全役職員にメール配信している教育資料を活用して、独占禁止法を含む コンプライアンス全般に対する意識を高めるための研修を各事業所において毎月 実施しています。

②リスク管理の重要性を再認識するための研修

コンプライアンスの日(11月18日)に役員、支店長、本社関連部署の部長 (計30名)を対象とした外部講師による独占禁止法研修を実施しました。

2. 再発の探知と監視体制の強化

①網羅的な事業所監査

2020年度においては、92事業所の監査を実施。

独占禁止法順守マニュアルにて規定している競合他社職員との接触記録や、製品部門における値上げ等の価格を決定するに至るプロセスが適正に記録、報告されているかを確認しています。

また、昨年10月からシステムを稼働させた全社統一の営業日報の入力状況についても確認をしています。

②製品部門に対する第三者による定期監査

前年度より開始したアンケート(年2回実施)の2回目を3月に実施し、その結果および、内部統制推進部が行った事業所往査の結果を基に、第三者である弁護士の監査を受け、監査報告書を受領しました。

監査報告書における提言を受けて、今後、事業所往査、アンケートの手法等について検討を行い、改善を図ります。

3. 意識改革の継続

①会社方針の継続的な周知

社内報等におけるトップメッセージの掲載や「コンプライアンス便り」、「コンプライアンスメールマガジン」などのツールを用いて、全役職員に対し、会社の法令等遵守を徹底するという方針を継続的に発信しています。

②会社方針を順守する重要性を認識させることを目的とした誓約書

昨年11月、会社方針から逸脱した行為においては重い懲戒処分の対象である 旨を再周知した上で、全職員から違反行為との決別を約す誓約書を受領していま す。

以上